



# 第2期ひがしまつやま子ども夢プラン

[東松山市子ども・子育て支援事業計画]

令和2年度～令和6年度

[ 概要版 ]



令和2年3月  
東松山市

\* ごあいさつ \*



未来をつくる子どもが健やかに成長し、喜びを感じながら子育てができるまちの実現には、子育て支援の充実が重要です。

市では、平成27年3月に、子ども・子育て関連3法に基づく「ひがしまつやま子ども夢プラン」を策定し、相談支援の充実やこども医療費の年齢拡大、保育施設の整備など、子育て支援施策を積極的に推進してまいりました。

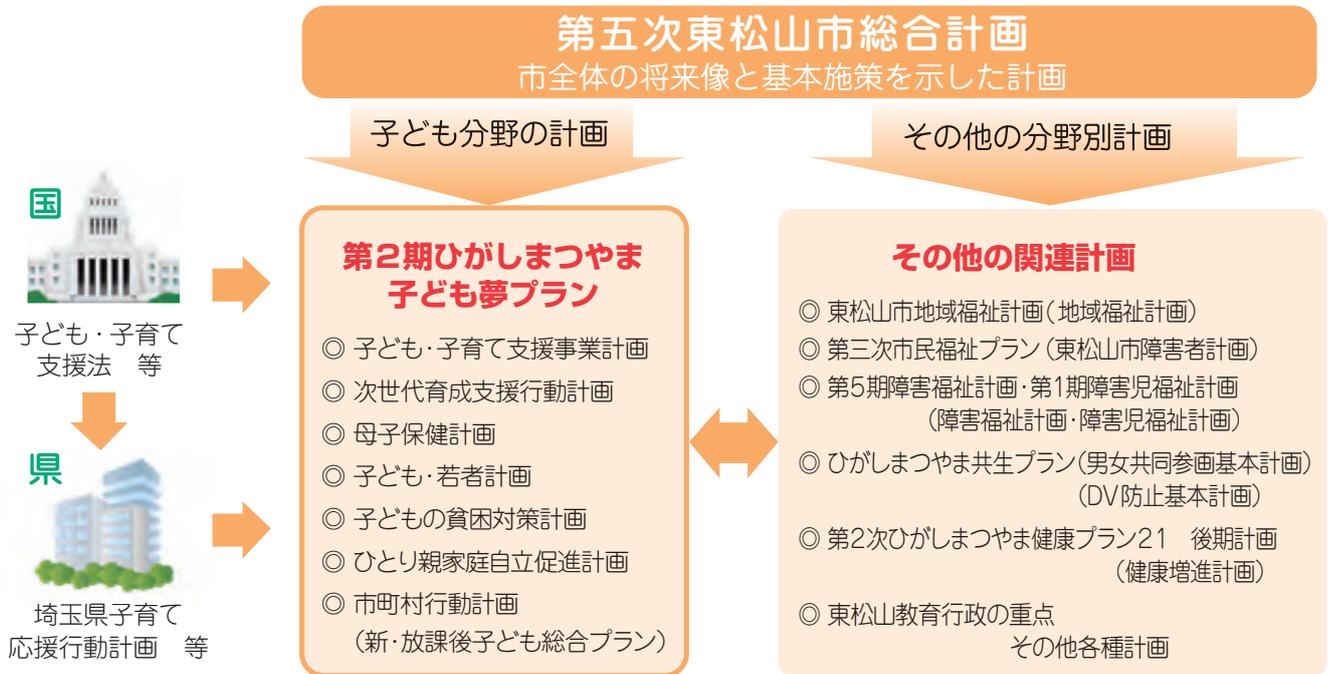
この度、当該計画の期間満了に伴い、子育て支援施策を更に総合的・計画的に推進するため、「第2期ひがしまつやま子ども夢プラン」を策定いたしました。この計画に基づき、元気な「まつやまっ子」が育つまちの実現に向け、今後も子育て支援に全力で取り組んでまいります。

令和2年3月

東松山市長 森田 光一

1 計画の性格と位置づけ

本計画は、平成24年8月公布の子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」であって、これまでの「ひがしまつやま子ども夢プラン」(平成27年度～令和元年度)を引き継ぐ計画として策定したものです。



2 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までを期間とする5年計画です。なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。

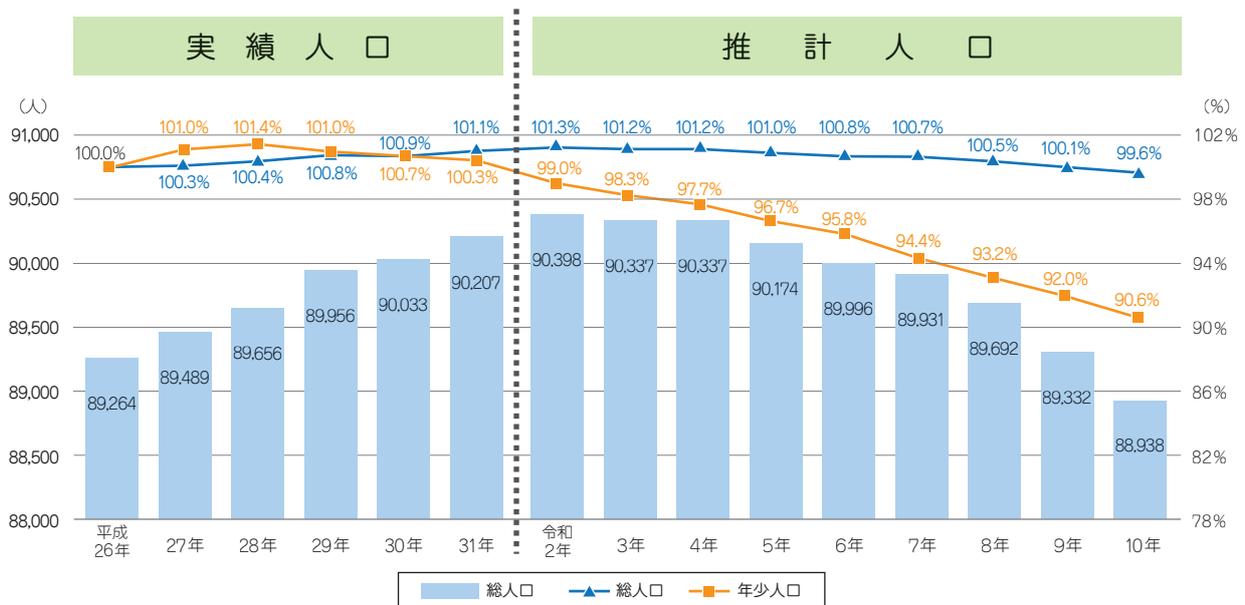
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ひがしまつやま子ども夢プラン	第1期計画										
					計画策定	第2期計画					
										計画策定	新計画

### 3

## 人口推計

市の人口は近年増加を続けており、平成 30 年には9万人の大台を超えました。しかし、生産年齢人口は減少を続けていることから、令和 2 年以降に人口は減少し、令和 6 年には9万人を割り込み、令和 10 年には 89,000 人程度になると見込まれます。

また、平成 26 年の人口を 100 とした場合の変動率を見ると、総人口は令和 2 年まで緩やかに増加していますが、その後減少に転じ、令和 10 年には 100%を割り込むことが予測されます。年少人口においては、平成 28 年以降減少が続き、令和 10 年には 90.6%となると見込まれます。



### 4

## 基本理念

第 2 期計画となる本計画では、前計画の基本的な考え方を継承し推進するため、「子どもの笑顔かがやき、子育ての喜びあふれるまち 東松山」を基本理念としました。

この基本理念にのっとり、市における「子育て」、「親育ち」の支援を充実させ、社会全体がつながり、子どもが心身ともに健やかに成長し、まち中に子どもの笑顔かがやき、また、親も地域の人々も安心して子育てし、その楽しさや喜びがあふれるまちになるよう、必要な施策の推進を図ります。

子どもの笑顔かがやき、子育ての喜びあふれるまち 東松山



## 基本施策 1

## 就学前における子育て家庭への支援

妊娠・出産から乳幼児期を通じて、親子がともに健やかに育まれるよう各種健康診査や保健指導、相談体制を充実し、小児医療体制等の周知を図るとともに、子と親の育ちを支援する地域づくりを推進します。

また、子ども・子育て支援新制度に基づく就学前の教育・保育の充実、各種子育て支援サービスの充実に取り組めます。

## 施策の展開

## 1 地域における子育て支援の充実

- (1) 地域子育て支援拠点事業の充実
- (2) 地域における多様な子育て支援の充実
- (3) 子育て相談・情報提供の充実

## 2 親と子の健康づくりに向けた支援

- (1) 親の健康の確保
- (2) 子どもの健康の確保
- (3) 乳幼児期の食育・歯の健康づくり
- (4) 小児医療・小児救急医療情報の提供

## 3 教育・保育事業の推進

- (1) 就学前の教育・保育の充実
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 幼稚園・保育園での食育・歩育の推進



## 基本施策 2

## 学齢期の子どもたちへの支援

学校においては、学齢期の子どもたちに、確かな学力と自立する力や豊かな心と健やかな体を育む教育を充実します。

また、保護者が安心して就労を継続でき、地域で子どもたちが健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域が連携して、子どもが自ら学び、遊ぶことのできる居場所づくりや、多様な体験活動に取り組むとともに、子どもの悩みや不登校などへの対応を充実します。

## 施策の展開

## 1 学校教育など教育環境の充実

- (1) 確かな学力と自立する力の育成
- (2) 豊かな心と健やかな体の育成
- (3) 家庭・地域の教育力の向上
- (4) 不登校児童生徒などへの支援
- (5) いじめ防止への対策

## 2 子どもの居場所・体験機会の提供

- (1) 子どもの居場所・遊び場の充実
- (2) 放課後児童対策の推進
- (3) 多様な体験機会の充実



## 基本施策 3

### 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

障害のある子どもの教育・保育や地域生活の支援を充実し、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対し、地域で孤立しないよう支援を継続します。

また、子どもの権利擁護・虐待防止に関する施策や DV（ドメスティック・バイオレンス）などへの対応を推進します。

あわせて、近年社会問題となっている子どもの貧困に対しては、教育の支援や経済的な支援等の取組を推進し、貧困の連鎖を断ち切るために総合的な支援を行います。

#### 施策の展開

1 障害のある子どもへの支援の充実

- (1) 障害のある子どもの教育・保育の充実
- (2) 障害のある子どもの地域生活の支援

2 児童虐待・DV などへの対応

- (1) 児童虐待防止の推進
- (2) DV・女性相談の充実
- (3) 子どもの権利擁護の推進

3 子どもの貧困対策の推進

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の安定に資するための支援
- (3) 保護者に対する就労の支援
- (4) 経済的支援



## 基本施策 4

### 青年期にかけての支援

心身ともに健全な青少年の育成に向けて、地域と連携した非行防止の取組を充実し、子どもの心身に悪影響を与える様々な有害環境の排除に取り組みます。

また、青少年が将来において社会生活を円滑に営み、次代の親として育まれるための施策を推進します。

#### 施策の展開

1 健全育成に向けた取組の充実

- (1) 非行防止の取組の充実
- (2) 有害環境の排除

2 若者支援と次代の親の育成

- (1) 若者の就職支援
- (2) 次代の親の育成
- (3) 若者支援の充実



## 基本施策 5

## 子育てを応援する環境づくり

女性の就労・再就職への支援を充実するとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方を基本に、全ての人が仕事と家庭に生きがいをもてるよう、子育てしやすい就労環境づくりや笑顔あふれる家庭環境づくりに向けた意識啓発に取り組みます。

また、親子が安全に、安心して地域で生活できる環境整備を行います。



### 施策の展開

#### 1 仕事と子育ての調和の推進

- (1) 女性の就労・再就職への支援
- (2) 多様な働き方の推進に係る啓発
- (3) 男女共同参画の意識づくり

#### 2 安全で子育てしやすい生活環境の整備

- (1) 子育てしやすい地域環境の整備
- (2) 交通安全・事故防止対策の推進
- (3) 防災対策の推進
- (4) 子どもの安全・防犯対策の推進

## 6

## 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を必要とする保護者から申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付します。

給付については、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である施設型給付、市町村が認可する小規模保育事業などへの給付である地域型保育給付により、地域の子育て支援事業の充実を図ります。

### ■子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業等の全体像

#### 子どものための教育・保育給付

##### 施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育園

##### 地域型保育給付

- 小規模保育事業  
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育事業  
(保育者の居宅などにおいて保育を行う。定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育事業  
(子どもの居宅などにおいて保育を行う。)
- 事業所内保育事業  
(事業所内の施設などにおいて保育を行う。)

#### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業  
(こんにちは赤ちゃん事業)
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業(一時保育)
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ(学童保育) / 放課後子ども教室
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

#### 児童手当

#### 子育てのための施設等利用給付 (幼児教育・保育の無償化)

## 教育・保育事業～幼稚園や保育園などのニーズ量及び提供量の見込みについて

### (1) 1号認定：満3歳以上で教育を希望（認定こども園・幼稚園）

教育を希望する満3歳から小学校就学前までの子ども（1号認定）を幼稚園・認定こども園で預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。

ニーズ量の見込みに対して、幼稚園・認定こども園については、提供量が上回っていることから、現在の幼稚園・認定こども園の運営を維持していきます。

(人)

満 3 歳 以 上	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① ニーズ量の見込み	1,230	1,178	1,151	1,126	1,105
② 提供量（確保方策） （幼稚園、認定こども園等）	1,802	1,802	1,802	1,802	1,802
過不足（②－①）	572	624	651	676	697

### (2) 2号認定：3歳以上で保育を希望（認定こども園・保育園）

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育を必要とする3歳以上の子ども（2号認定）を預かり、保育します。

ニーズ量の見込みに対して、おおむね現在の施設で充足できると見込まれるため、現在の保育園・認定こども園の運営を維持していきます。

(人)

3 歳 以 上	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① ニーズ量の見込み	935	896	876	857	841
② 提供量（確保方策） （保育園、認定こども園等）	929	929	929	929	929
過不足（②－①）	△ 6	33	53	72	88

### (3) 3号認定：3歳未満で保育を希望（認定こども園・保育園・地域型保育事業）

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育を必要とする3歳未満の子ども（3号認定）を預かり、保育します。

3歳未満の子どもを預かる地域型保育事業（小規模保育事業所等）の充実を中心に進め、1,2歳児の提供量を増やすことで、ニーズ量に対応していきます。

(人)

0 歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① ニーズ量の見込み	105	103	101	99	98
② 提供量（確保方策） （認可保育園、地域型保育事業等）	128	131	131	131	131
過不足（②－①）	23	28	30	32	33

(人)

1, 2 歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① ニーズ量の見込み	587	575	563	553	543
② 提供量（確保方策） （認可保育園、地域型保育事業等）	514	548	548	548	548
過不足（②－①）	△ 73	△ 27	△ 15	△ 5	5

本計画については、行政が、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体、企業などと、連携や協働により推進します。

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに事業の進捗状況を把握し、PDCAサイクルによる進行管理を行い、その結果については、ホームページなどを通じて公表していきます。



第2期ひがしまつやま子ども夢プラン【概要版】  
令和2年3月

東松山市 子ども未来部 子育て支援課  
〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58  
TEL:0493-63-5005 FAX:0493-23-2239